



住み慣れた地域で
自分らしく 安心して暮らすために



高齢者・障害者の虐待を防ぎましょう！

「松本市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会」からのお願いです

「松本市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会」とは

高齢者虐待防止法に基づき平成20年度に発足し、障害者虐待防止法の施行に伴い、平成25年度からは障害者福祉団体を加えた協議会として活動しています。

高齢者・障害者と関りのある21団体で構成され、虐待防止のための周知・啓発や関係者間の連携強化等をはかっています。

松本市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会構成団体 (50音順)

早期発見・見守り ネットワーク	松本市民生委員・児童委員協議会
	松本市社会福祉協議会
	松本人権擁護委員協議会松本部会
保健医療福祉サービス 介入支援ネットワーク	松塩安筑老人福祉施設組合
	中信社会福祉協会
	長野県高齢者福祉協会
	松本市医師会
	松本市介護保険事業者連絡協議会
	松本市歯科医師会
関係専門機関 介入支援ネットワーク	松本薬剤師会
	成年後見センターリーガルサポートながの
	中信労政事務所
	長野県社会福祉士会
	長野県弁護士会松本在住会
	長野県松本保健福祉事務所
	長野県松本養護学校
	長野地方法務局松本支局
	松本警察署
	松本圏域障害者総合支援センターwish
松本広域消防局	
松本市消費生活センター	

虐待のサインを見逃さない！気づいたら相談を！

高齢者・障害者の虐待は、家庭や施設など閉ざされた環境で発生することが多いため表面化しにくく、される側、する側、双方にその自覚がないこともあるため、深刻化してしまうこともあります。

裏面にある、松本市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会が作成した「虐待発見チェックリスト」をご活用いただき、早期発見・深刻化防止にご協力ください。

サインを意識し、気づいてください！

本人だけが虐待のサインを発しているとは限りません。養護者などの家族が発している場合もあります。下図のサインは、ほんの一例です。早期対応には、あなたの「気づき」が大切です！

サイン例	チェック欄	疑われる虐待
○身体に小さな傷が頻繁にみられる。		身体的虐待
○傷やあざの説明のつじつまが合わない。		
○「怖いから家にいたくない」等の訴えがある。		
○身体、衣服や住居等が極めて不衛生である。		ネグレクト
○疾患の症状が明白にもかかわらず、医師の診断を受けていない。		
○過度に空腹を訴える、栄養失調が見て取れる。		
○かきむしり、噛み付き等、攻撃的な態度がみられる。		心理的虐待
○おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどの症状がみられる。		
○食欲の変化が激しく、摂食障害（過食、拒食）がみられる。		
○不自然な歩行や座位を保つことが困難になる。		性的虐待
○性器の痛み、かゆみを訴える。出血や傷がみられる。		
○収入はあるが、お金がないと訴える。		経済的虐待
○お金があるのにサービスの利用料や生活費の支払いができない。		
○高齢者の介護等に関心。お金をかけたがらない。		養護者の態度
○高齢者の健康状態に関心。受診の勧めを拒否する。		
○他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりがみられる。		

早期発見・相談で虐待を防ぎましょう！

早期に発見し、第三者が介入することで、深刻化を防ぐことができます。虐待に気づいたときは、一人で考えたり、悩んだりせず、ぜひ相談してください。

相談・問い合わせ					
高齢福祉課	☎34-3214	fax 34-3016	西部福祉課	☎92-3002	fax 92-7112
障害福祉課	☎34-3212	fax 36-9119	介護110番	☎39-1165	
地域包括支援センター					
北部(岡田・本郷・四賀)	☎87-0231	fax 87-0232	南東部(寿・寿台・内田・松原)	☎85-7351	fax 85-7353
東部(第三・入山辺・里山辺)	☎36-3703	fax 36-3704	南部(松南・芳川)	☎27-5138	fax 27-5139
中央(第一・第二・東部・中央・白板)	☎34-3237	fax 34-3026	南西部(神林・笹賀・今井)	☎50-7858	fax 50-7859
中央北(城北・安原・城東)	☎34-8511	fax 34-8512	河西部(島内・島立)	☎48-6361	fax 48-6362
中央南(庄内・中山)	☎55-3320	fax 25-2211	河西部西(新村・和田・梓川)	☎47-0294	fax 47-1294
中央西(田川・鎌田)	☎38-3310	fax 32-3060	西部(安曇・奈川・波田)	☎87-1572	fax 87-1573
※夜間・休日 ☎ 34-3000					

上記担当課もしくはお住いの地区の地域包括支援センターへご連絡ください。